

平成 30 年度 国立研究法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画の実施結果及び自己評価について

1. 平成 30 年度調達等合理化計画における実施結果

○重点的に取り組む分野について

	取り組み内容（括弧は評価指標）	実施内容
(1) 随意契約の適正化に関する取り組み	① 適正性の審査・点検 引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成 30 年度においてもその理由等について機構内で審査する。	<ul style="list-style-type: none"> 概算金額が随契限度額以上の案件については、経理部職員で構成している契約審査チームで審査。さらに概算金額が 3,000 万円を超える案件については、機構内の管理職級で構成している契約審査委員会で審査し、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達であるかの審査を行っている。
(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み	① 入札説明書の電子交付 応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付を継続する。また、郵便による入札参加を可能とするため、他法人の実施体制の調査、これらに係るルール整備を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 全ての入札案件について、入札説明書の電子交付を継続。
	② 調達情報の発信 競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームページにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> 公告後に応札候補者への声掛けを継続。横須賀本部、横浜研究所高圧受変電設備定期点検(2 件)について、公告後に個別に応札候補者に調達情報を周知したところ、それぞれ 1 者応札であったところが各調達とも複数者(2 者)による入札が実現した。 船舶運航委託契約等の調達手続において、関係団体へ入札情報の周知を依頼。 調達情報メールマガジン登録者数 2,000 件。(令和元年 6 月現在) 機構ホームページに年間調達予定情報を年 2 回掲載。(平成 30 年 12 月、平成 31 年 1 月公表)
	③ 仕様書等の見直し 仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期を点検し、必要に応じて引き続き改善する。	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の調達について、これまで仕様書及び図面を機構内で作成していたが、一定金額以上の案件については、入札参加業者に発注内容を適切に理解させるため、事前に別契約で有資格者が在籍している設計コンサル事務所に、工事施工に必要な完成図面や数量表を作成させ、仕様書とともに公表。
	④ 船舶運航管理委託契約の見直し 機構の大型契約案件として「船舶運航管理委託契約」が継続して随意契約等となっていることなどについて、次期契約(平成 31 年～)に向けて契約の手法等について改善を実行する。【検討・導入の効果を検証する】	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者で構成した船舶運航委託契約検討委員会を開催し、今後の改善方針について報告書をまとめた。また、報告書での改善提言を受けて、新たに委員会を設置し、新たに外部有識者を加え、調達プロセスの公正性・透明性を審議し、改善提案に基づき入札情報の周知活動、公告期間の見直し、仕様書の見直し等の改善を実施したところ、船舶運航管理委託契約の一部について、2 者による入札が実現し、新規参入者が落札。複数者参入の入札効果により、平成 30 年度一般管理費率を大幅に低減。
	⑤ 辞退届の分析 辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった原因を分析する。【次期契約で見直しの対象とする案件を抽出する】	<ul style="list-style-type: none"> 辞退届の傾向を分析し、令和元年度調達等合理化計画の方針に反映。 これまでの辞退届の辞退理由が自由書式によるものであるため、体系的に統計が集計できず、全体的な対策を施すことが困難であった。新たに平成 31 年度当初案件に対応するため、フォーマットを改訂。
(3) 調達合理化の取り組み	① 契約内容・契約形態の見直し 契約の分割または統合、複数年契約化について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。【契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】	<ul style="list-style-type: none"> 年間契約については、機構内に早期の起票による調達事務の前倒しと事務合理化のための複数年契約の推奨を行った。 機構の経営に影響のある大型契約の契約相手方に、重点項目として一般管理費削減の交渉を行った。科学支援業務については、交渉の結果、一般管理費率を年度ごとに段階的に低減することに合意。 これまで運航委託会社を相手先とした個別の契約案件(受託航海 6 件)を一本化し、事務の合理化を行うとともに、精算方法の統一化を図った。
	② 共同調達の推進 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 高知コア研究所が所在している国立大学法人とのガソリン、コピー用紙及び液体窒素の共同調達を継続した。 平成 30 年度から他の国立研究開発法人と「複写機用紙及びプリンタ用紙」について共同調達を実施し、各法人において隔年ごとに調達事務を負担することによって事務の合理化を図った。

	<p>③一括調達等の推進 一括調達の拡大のため、既存のネット調達を推進し、また新たなネット調達の導入について検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度当初より、事務用品、機器部品及び研究試薬等を要求部署にて直接発注可能となる、ネット調達システムを導入した。 要求部署の要望に応じ、新たなネット調達の導入について検討した。
	<p>④規程類の改定 契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。また、複数年に及ぶ技術開発を可能とする共同研究開発型の契約手法について検討を進める。【検討・導入の効果を検証する】</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまで軽微な改訂にとどまっていた標準契約書及び約款を抜本的に改訂し、顧問弁護士の支援を得ながら、債務不履行等の場合の措置、違約金、業務の瑕疵、遅延利息等について点検、整理を行った。平成 31 年度調達案件から、改訂版契約書を原則適用した。 随意契約の要件を見直し、一定要件を満たす案件について随意契約事前確認公募による手続を取りやめ、調達期間の短縮及び事務の合理化を図った。 技術開発を可能とする共同研究型の契約手法について検討を行った。

○調達に関するガバナンスの徹底

(括弧は評価指標)	実施内容	取り組み内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
<p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>【規程等に基づき、適正な運用を行う】</p>	<p>新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。)また、契約金額 3,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会(委員長:総務部長)が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組に加えて、随契限度額以上の随意契約による全ての案件について、契約の事後に契約監視委員長の点検を実施。
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組</p> <p>【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】</p>	<p>① 調達に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、契約課担当職員を対象とした研修を行う。</p> <p>② 要求部署となる職員を対象とした説明会等を開催する。</p> <p>③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。</p>	<p>①外部研修・セミナー等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務省の会計事務職員契約管理研修に 1 名参加。独法の会計制度は国の会計制度と共通する点が多く、そのうち契約制度や調達手続きについては同様のものであるため、専門知識を修得させることを目的とし参加。 入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組が極めて重要であることから、公正取引委員会開催の政府出資法人等向け入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)等研修会に 1 名が参加。 あらたに着任した契約課職員を対象とした、契約の基礎知識や Excel の解析スキル向上のため、外部研修に 3 名が参加。 公共工事調達に対応するため、積算実務マニュアル積算講習会(電気・機械・建築)、土木工事積算セミナーに、工事担当者2名が参加。 建築保全、営繕業務の調達に対応するため、保全業務マネジメントセミナーに、総務課担当者2名が参加。 <p>②研修、説明会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 簿記の基本的な考え方について習得するため、税理士事務所から外部講師を招き「財務諸表の基礎講座」を開催し、94 名が参加。 平成 31 年度版標準契約書及び約款制定に伴い、改正点を中心として、契約書の基本的な考え方など習得するため、内部講師による研修会を開催し、40 名が参加。 JAMSTEC のセキュリティ対策強化や「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」の一部改正に基づく委託先管理の強化について説明するため説明会を開催し、126 名が参加。 平成 30 年度新規採用者(春・秋)を対象とした初任者研修の際に、公共調達の基本的な考え方、調達の手続き等について説明。 <p>③全職員を対象に、E ラーニングシステムで研修を実施。</p> <p>④契約課の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達担当者メンター制度を導入し、人事異動により新たに契約業務にあたるものについては、調達業務熟練者による OJT 体制を整備した。 公共工事の予定価格作成においては、調達物の特殊性などにより専門知識を必要とすることから、工事調達担当者を指名・育成し、担当者による調達を行う体制とした。

2. 平成 30 年度調達等合理化計画における自己評価

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組について推進し、業務の合理化・効率化を着実に実行した。